

フロン排出抑制法が改正（令和2年4月1日施行）

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を 廃棄する際の規制が強化されます

- 機器を廃棄する際、フロン類を回収しないと機器の管理者が刑事罰（50万円以下の罰金）の対象となります

☞ 第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の回収が必要です。

- フロン類の回収が証明できない機器は、廃棄物・リサイクル業者が引き取ることができなくなります

※廃棄物・リサイクル業者が第一種フロン類充填回収業者の登録を受けている場合は、フロン類の回収とあわせて機器を引取ることができます。

☞ 第一種フロン類充填回収業者は機器の廃棄等実施者に対し「引取証明書」（原本）の送付が必要となります。

☞ 第一種フロン類充填回収業者は「引取証明書」の写しを3年間保存しなければなりません。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



第一種フロン類充填回収業者の役割

・業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要です。（法第27条）

・フロン類の充填・回収の際は、充填・回収に関する基準を遵守して行うことが必要です。（法第37条、第39条、第44条）

充填に関する基準（施行規則第14条）

- ・ 充填に先立ち、冷媒漏えい等の有無や、点検、修理の実施有無を確認し、点検、修理の実施を確認できない場合は、その必要性を第一種特定製品の管理者／整備者へ説明すること。
- ・ やむを得ない場合を除き、修理等を実施して漏えいが生じていないことが確認できるまで充填をしないこと。
- ・ フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行うか、充填に立ち会うこと。等

回収に関する基準（施行規則第40条）

- ・ 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力）の値が、一定時間が経過した後、フロン類の圧力区分に応じて所定圧力以下になるよう吸引すること。
- ・ フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行うか、回収に立ち会うこと。

・フロン類の充填・整備時回収の際は、整備を発注した第一種特定製品の管理者への充填・回収証明書の交付又は情報処理センターへの充填・回収情報の登録が必要です。（法第37条～第40条）

充填証明書・回収証明書の記録事項

（回収証明書は、充填を回収と読み替えた内容となります。ただし⑧を除きます。）

- ① 発注した機器の管理者の氏名又は名称、住所
- ② フロン類を充填した機器の所在（具体的な店舗の住所等、設置場所が特定できる情報）
- ③ フロン類を充填した機器を特定するための情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- ④ 充填した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑤ 充填証明書の交付年月日
- ⑥ フロン類を充填した年月日
- ⑦ 充填したフロン類の種類ごとの量
- ⑧ 機器の設置の際に充填した場合かそれ以外の整備の際に充填した場合かの別
（注意）充填・回収証明書に記載する際のフロン類の種類は、冷媒区分番号となります。

【交付方法】

- ・ 証明書の記載された事項に相違がないことを確認の上、交付する。
- ・ 機器にフロン類を充填した日から30日以内に交付する。

・第一種特定製品整備者や第一種特定製品廃棄等実施者、第一種特定製品引渡受託者からフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、フロン類を引き取る必要があります。（法第29条、第44条）

・第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者からフロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、その説明が必要です。（法第74条）

・第一種特定製品の廃棄時等にフロン類を引き取った場合は、引取証明書を交付するとともに、その写しを3年間保存することが必要です。（法第45条）

・第一種特定製品の廃棄時にフロン類が残存していないことを確認した場合には、確認証明書を交付するとともに、その写しを3年間保存することが必要です。（法第41条）

確認証明書の交付

(1) 機器を廃棄する管理者から「フロン類が充填されていない」ことの確認を求められた場合で、回収の基準に従って吸引してもフロン類が回収されない場合は、次に掲げる事項を記載した「確認証明書」を交付します。（フロン類が回収された場合は、改めて回収依頼を受けて、引取証明書を交付する必要があります。）

- ① 機器を廃棄する管理者の氏名又は名称、住所
- ② 確認した機器の種類及び数 ③ 確認前の機器の所在
- ④ 確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所、登録番号
- ⑤ 交付年月日 ⑥ 確認した日

(2) 交付した確認証明書の写しを、当該交付した日から3年間保存します。

(3) 次の事項を記録し、5年間保存します。

- ① 確認した年月日 ② 当該確認を委託した管理者の氏名又は名称、住所
- ③ 当該確認に係る機器の種類及び数

(4) 都道府県知事への充填量・回収量等の報告に、確認した機器の種類ごとの台数を報告します。（令和2年度分の報告から様式を変更します。）

・フロン類を引き取った場合は、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡すこと等が必要です。引渡しに当たっては、運搬に関する基準を遵守して行うことが必要です。（法第46条）

運搬に関する基準（施行規則第50条）

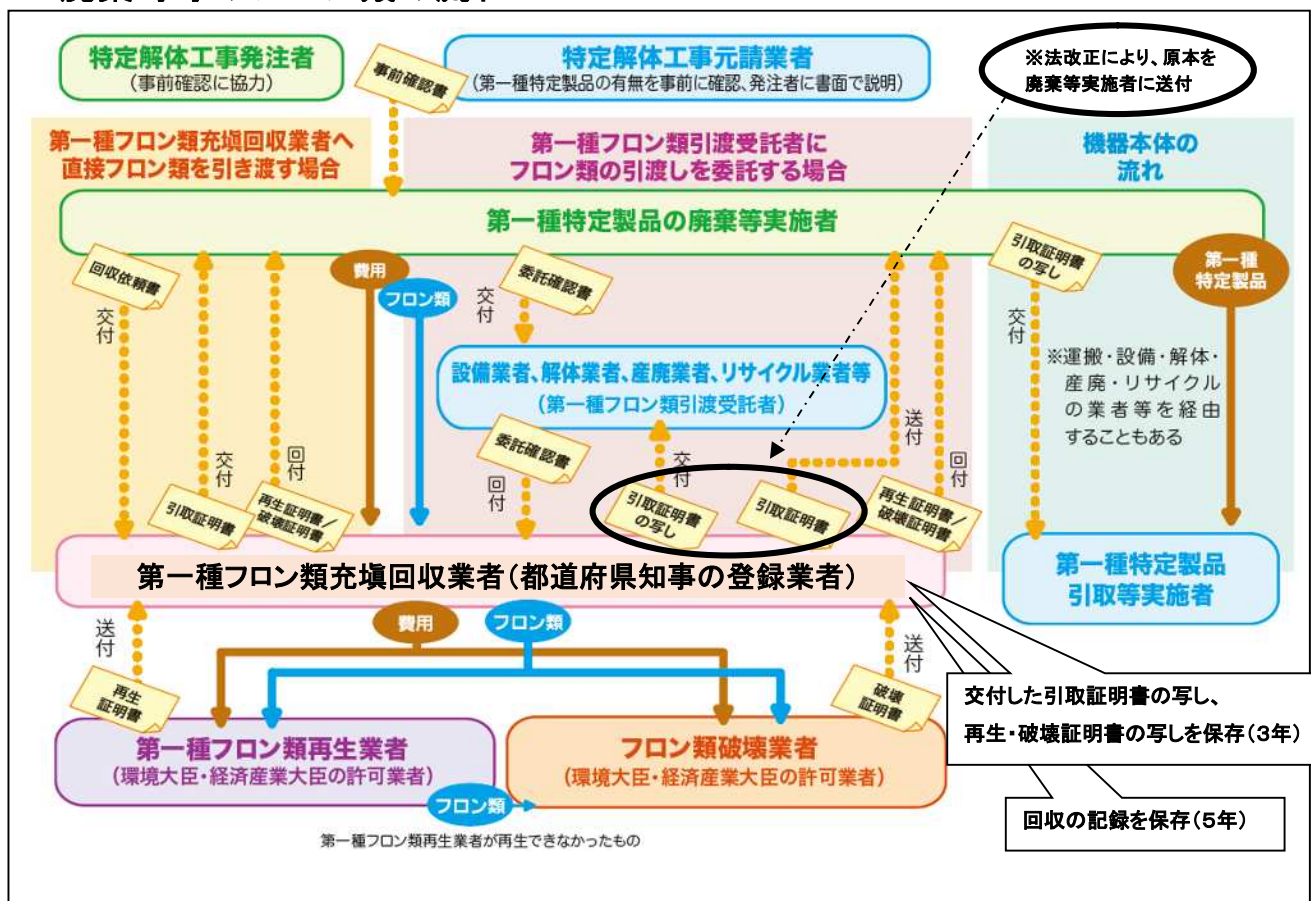
- ・ 不要な移充填を行わないこと。
- ・ フロン類回収容器に転落、転倒、バルブ損傷等による漏えいを防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしないこと。

・第一種フロン類再生業者・フロン類破壊業者から交付を受けた再生・破壊証明書について、整備を発注した第一種特定製品の管理者又は第一種特定製品整備者に回付するとともに、その写しを3年間保存することが必要です。（法第59条、第70条）

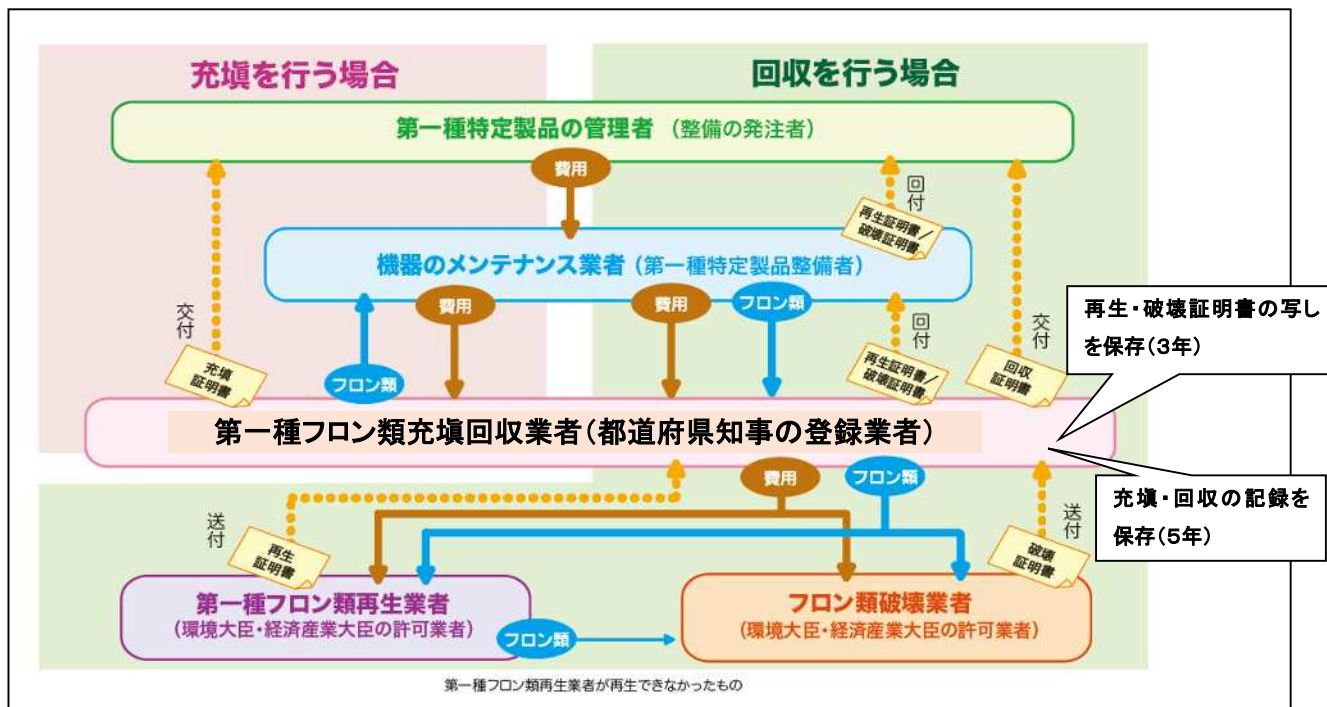
・フロン類の充填量・回収量等に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、毎年度都道府県に報告することが必要です（年度末終了後45日以内）。（法第47条）

・フロン類の充填の際はフロン類の充填について、フロン類の回収の際はフロン類の回収について、各々十分な知見を有する者が行う又は立ち会うことが必要です。

廃棄時等のフロン類の流れ



整備時のフロン類の流れ



フロン排出抑制法の詳細は、次のホームページをご覧ください。
 ・環境省、経済産業省 フロン排出抑制法ポータルサイト
<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



神奈川県

大気水質課 大気環境グループ
 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
 電話 (045) 210-1111 (代表) (内線 4112~4114)

このちらしは、環境省、
 経済産業省の資料を
 参考に作成しています。

令和2年10月